阪 大 分 会 ニュース

西单一労働組合大阪大学分会

大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX: 06-6303-0449

http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/ E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中!!

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも 入れる組合です

7.20(豊中) & 8.7(吹田)に マイク情宣をおこないました



7. 20豊中キャンパス(写真左)

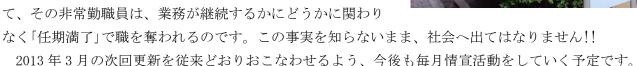
暑さの予想される中、豊中キャンパス総合図書館横で、情宣活動 をおこないました。学生や職員さんなども参加していただき、「2013 年3月の更新を従来どおりおこなう」よう訴えました。

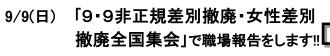
物珍しいのか(?・笑)、横断幕に立ち止まる人、ビラを受け取って くれる人も多くいました。

8. 7吹田キャンパス(写真右)

蚊の襲来にも負けず!! 工学部生協前で、情宣活動をおこ ないました。学生さんから声をかけていただいたりもし、学 内で情宣活動をしていくことの意義を感じました。このよう な問題が「ある」ということを知らない学生も多いのです。

すぐそばで働いているあの人が非常勤職員なのです。そし て、その非常勤職員は、業務が継続するかにどうかに関わり





9/10(月) 12:00~

本部前抗議行動をおこないます。

第1弾、5月1日メーデーの抗議行動、第2弾、6 月11日全国争議団の抗議行動に続き、第3弾として、 9月10日に「9・9非正規差別撤廃・女性差別撤廃 全国集会」の参加者とともに、本部前にて抗議行動を おこないます。



日時:9月9日(日)午後1時30分~

場所: 国労大阪会館

(JR天満駅、地下鉄扇町駅下車)

◆講演:「子ども・子育てをめぐる状況と女性 労働者」(仮)田中秀雄さん(ちびくろ保育園 園長、社会福祉法人野花会理事長)

- ◆職場報告 嶋田ミカさん(龍谷大) 在里政枝さん(あぱけん労組) 片山岩一さん(全関東単一労組) 石橋美香さん (阪大分会)
- ◆特別報告

「軍隊慰安婦問題の抹殺を許さない」

10年も働いて「任期満了」の一言でクビは許さない!!

さる6月21日、我々は石橋組合員の2015年4月 以降の雇用継続要求を中心議題とする団体交渉をお こなった。

我々は石橋組合員が来年3月末に契約更改時期になるので、団交に先駆けて①石橋組合員の2013年3月末の契約更新時に不当な更新拒否などをおこなわないこと、②石橋組合員の2013年3月末の契約更新の際には従来どおりに3年ごとの更新をおこなうこと、③同様の状況にある長期非常勤職員について、石橋組合員と同じく契約を更新すること、と「抗議および団体交渉要求書」(6月11日付)を提出していた。

我々の要求に対して、大学は回答書(6月14日付)を出し、①「契約更新自体を大学として保障しているものでないこと」、②「2015年3月を越えて契約を締結することはない」③組合員であるか否かにかかわらず、すべての該当者に対して均敷く適用されるものである、と回答をおこなった。そして、当日の団交にても「(2013年4月以降)雇い続けるという保障はしていない」「約束できない」と繰り返し、同様の回答をした。

しかし、既に 10 年間継続雇用してきた石橋組合員 ら長期非常勤職員を大学が解雇できる合理的な理由 はない。われわれはその点を厳しく追及し、石橋組 合員らの 2013 年3月末の契約更新の際には従来ど おり更新するよう、再検討することを要求した。と ころが、大学は我々の要求を熟慮することなく「『お 知らせ』については、既に再検討したので再検討し ない」と即答した。

大学の「『お知らせ』について、既に再検討した」という話は、2009年10月26日に大学が突然「お知らせ」を一方的に長期非常勤職員に通知し、我が組合とは同年11月4日のたった1回1時間の団交をおこなっただけで、同年11月24日に役員会で決定したことに対して、我々が「当分の間」撤廃問題を再検討せよと要求したことを指す。当時、大学は「再検討した」と回答したが、その内容について一切明らかにしなかった。

今回、我々が要求する再検討とは、石橋組合員の 具体的な労働条件に係わる事項についてであり、大 学には再検討する義務と責任がある。したがって、 我々は再度、大学が石橋組合員の要求について再検 討することを要求した。

長期非常勤職員の皆さん。「当分の間」撤廃による2015年3月末雇止めは、重大な労働条件の不利益問題あり、合理的な理由がなければ、雇止め=解雇できません。まして、「申合せ事項」があったとしても、労働慣行の実態は、法人化前から「定年まで働ける」というのが大学全体の認識であり、2009年10月26日に「お知らせ」が通知されるまで、長期非常勤職員は「定年まで働ける」と認識し、10年以上働いてきたのです。

だから、大学は長期非常勤職員を解雇することな どできないのです。ともに闘いましょう!!

非正規労働者の談話室

日時 09月20日(木) 10月18日(木) 午後6時~9時

場所 豊中市立千里公民館

(豊中市千里文化センターコラボ内)

アクセス 北大阪急行またはモノレール・千里中央駅下車

